

和歌山工業高等専門学校個人情報管理規則

制 定 令和2年5月15日

最近改定 令和5年5月 8日

(趣旨)

第1条 和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）の保有する個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。）、独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報管理規則（機構規則第65号。以下「管理規則」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構保有個人情報の開示等に関する取扱規則（機構規則第66号。以下「取扱規則」という。）その他の法令に別段の定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、「個人情報」及び「保有個人情報」とは、管理規則第2条第1項に規定する個人情報をいう。

2 この規則において、「個人番号」とは、管理規則第2条第2項に規定する個人番号をいう。

3 この規則において、「特定個人情報」とは、管理規則第2条第3項に規定する特定個人情報をいう。

4 この規則において、「各課等」とは、各専門学科、総合教育科、総務課、学生課及び技術支援室をいう。

(保有個人情報の管理体制)

第3条 本校に、管理規則第5条に規定する総括保護管理者（以下「総括保護管理者」という。）、管理規則第6条に規定する保護管理者（以下「保護管理者」という。）及び管理規則第7条の2に規定する特定個人情報取扱担当者（以下「特定個人情報取扱担当者」という。）を置く。

2 本校に、管理規則第7条に規定する保護担当者（以下「保護担当者」という。）を置くことができる。

(総括保護管理者)

第4条 総括保護管理者は、校長をもって充て、本校における保有個人情報の管理に関する事務を総括する。

(保護管理者、保護担当者、特定個人情報取扱担当者)

第5条 保護管理者、保護担当者及び特定個人情報取扱担当者は、別表1のとおりとする。

- 2 保護管理者は、当該各課等の保有個人情報に関し、次に掲げる業務を行う。
 - 一 保有個人情報の取り扱いに関すること
 - 二 保有個人情報の提供に関すること
 - 三 情報システムにおける安全の確保等に関すること
 - 四 保有個人情報の漏洩等安全確保上の問題への対応に関すること
 - 五 保有個人情報の点検に関すること
- 3 保護担当者は、保護管理者の業務を補佐する。
- 4 特定個人情報取扱担当者は、別表2の範囲内で個人番号及び特定個人情報に関する業務を行う。

(個人情報相談窓口)

第6条 本校に、取扱規則第2条第2項並びに第18条第2項に規定する窓口として、個人情報相談窓口を設置するものとする。

- 2 個人情報相談窓口は、総務課総務・企画係に置く。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、本校の保有する個人情報の適切な管理等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年5月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和5年5月20日から施行する。

別表 1 (第 5 条第 1 項関係)

各課等	保護管理者	保護担当者	特定個人情報取扱 担当者
知能機械工学科	知能機械工学科主任		
電気情報工学科	電気情報工学科主任		
生物応用化学科	生物応用化学科主任		
環境都市工学科	環境都市工学科主任		
総合教育科	総合教育科主任		
専攻科	専攻科長		
総務課	総務課長	課長補佐 係長	人事係所属の職員 財務企画係所属の職員
学生課	学生課長	課長補佐 係長	学生係所属の職員
技術支援室	技術支援室長	技術長	

別表 2 (第 5 条第 4 項関係)

特定個人情報取扱担当者	特定個人情報取扱事務	特定個人情報の範囲
人事係所属の職員	雇用保険関連届出事務 財産形成貯蓄に関する事務 健康保険関連届出事務 厚生年金保険・国民年金関 連届出事務 国民年金の第 3 号被保険者 の届出に関する事務 共済組合関連届出事務	機構が個人番号を取り扱う 事務において使用される個 人番号及び個人番号と関連 付けて管理される氏名、生 年月日、性別、住所、電話番 号、Eメールアドレス等。
財務企画係所属の職員	源泉徴収票作成事務 住民税届出事務 支払調書作成事務	
学生係所属の職員	就学支援金に関する事務	